

北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

告示

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	(水産経営課)	七二
○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定(農政部所管分その二)	(農政課)	七二
○平成十三年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定の一部改正	(農政課)	七四
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	(農政課)	七七
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	一〇五
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	一〇五
○土地改良事業の施行の同意	(土地改良指導課)	一〇五
○土地改良事業の工事の完了の届出	(土地改良指導課)	一〇五
○一般競争入札(物品の賃借)の実施	(農業改良課)	一〇六
○生産事業者の登録の内容の変更の届出	(森林整備課)	一〇七
○知事権限に係る保安林の指定の予定	(治山課)	一〇七
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	一〇七
○道路の区域の変更	(道路整備課)	一〇七
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	一〇八
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(都市環境課)	一〇八
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正	(物品管理課)	一〇八
○知事表彰の受賞者	(人事課)	一〇八
○管理美容師の資格認定講習会の指定	(食品衛生課)	一〇九
○管理美容師の資格認定講習会の指定	(食品衛生課)	一〇九
○支庁告示		一〇九
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		一〇九

道小児総合保健センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道稚内土木現業所告示

○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告

道教育庁宗谷教育局告示

○一般競争入札(物品の賃借)の実施

道人事委員会規則

○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

道人事委員会告示

○派遣社会教育主事に係る特地位部局及びその級別並びに準特地位部局の指定の一部改正

○市町村等へ派遣される職員に係る特地位部局及びその級別並びに準特地位部局の指定の一部改正

○渡島海区漁業調整委員会指示

○海峡まぐろはえなわ漁業の操業

公布された規則のあらまし

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第八十四号)

一 趣旨

漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

漁業近代化資金の利子補給率のうち、○・六パーセントのものを○・二ポイント引き下げることにした(第二条第二項の表関係)。

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年五月十八日以後の利子補給承認分から適用することとした。

○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則七一〇〇七)

一 趣旨及び内容

期末手当の支給対象から除外されている職員のうち、未帰還職員を削ることとするため、この規則を制定することとした(第二十三条第六号関係)。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

平成十三年六月十二日 火 曜 日

七二

◇初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会

規則七一〇〇八）

一 趣旨

学歴免許等資格区分表等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 学歴区分及び学歴免許等の資格について、規定の整備を行うこととした（別表第三関係）。

2 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道規則第八十四号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年北海道規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「年〇・六パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十三年五月十八日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年六月十二日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1047号

北海道が平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成13年6月12日

北海道知事 堀 達 也

（農政部所管分 その2）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
------------------------------	-----------	-------------	---------	-----------------	-----------------	----------------------	-----

1 農業経営基盤強化促進対策事業
地域農業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。

(1) 市町村等事業	市町村 農業協同組合 農業委員会 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立	市町村、農業協同組合、農業委員会又は民法法人等が農業経営基盤強化促進対策事業（市町村以外の事業主体にあっては、経営改善支援活動事業のうち経営改善支援活動、農地利用集積実践事業のうち利用調整重点推進地区育成活動及び農地移動適正化あっせん事業に基づく権利	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。）	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第158号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
------------	---	---	--------	--	-----------------------------------	-----------------------------------	--

	された法人（以下「民法法人」という。）等	移動のあっせん並びに農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和55年政令第288号）に定めるところにより市町村が行う登記の嘱託を除く事業、遊休農地解消総合対策事業のうち土地条件整備事業、認定農業者受委託集積事業のうち宮農合理化促進活動及び認定農業者連携事業体育成事業のうち宮農方式改善促進活動に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費	農政第158号様式 別に指示する様式			
(2) 農業会議事業	北海道農業会議	北海道農業会議が農業経営基盤強化促進対策事業（経営改善支援活動事業、農地流動化地域総合推進事業及び農地利用集積実践事業に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第158号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第158号様式	提出部数 提出期限 提出先 農政調整課	
2 農業協同組合経営指導強化対策事業（農協系統事業・組織改革推進事業） 農協系統の事業・組織の効率化及び経営の健全化を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道農業協同組合中央会 農業協同組合	北海道農業協同組合中央会及び農業協同組合が農協系統事業・組織改革推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第73号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第73号様式	提出部数 提出期限 提出先 農政部農林経済課（農業協同組合にあっては支庁）	
3 農村振興地理情報システムデータ整備事業 図化縮尺1/2500デジタルオルソ画像をベースに農地・農業用施設及び生活環境施設等の諸データをデータベース化し、さらにGISの活用により、農業・農村の振興に必要な幅広い施策の展開の基礎資料とするた	市町村	市町村が農村振興地理情報システムデータ整備事業を行う場合における当該事業に要する経費	事業費 100分の50以内 事務費 100分の50以内 共通第20号様式 農政第101号様式 その1	共通第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	

め、予算の範囲内で補助する。				式 農政第 111 号様式 農政第 112 号様式 その 1		
4 農村振興総合整備事業 地域住民を始めとする多様な関係機関等の参加連携により、農地や農業用水、自然・景観、歴史・文化等の地域資源を活用した活力と個性ある地域づくりを進める観点から、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤や農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施し、農村の総合的な振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者	市町村、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認めるものが、農村振興総合整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業費 (2) 農村生活環境基盤整備事業費 (3) 農村交流基盤整備事業費 (4) 特認事業費	事業費 100分の50 (農業生産基盤整備事業にあつては、100分の51) 事務費 100分の50	共通第20号様式 農政第103号様式 別に指示する様式 共通第31号様式 農政第103号様式 農政第104号様式（農業用排水施設整備、ほ場整備又は農用地開発に係る事業を含む場合に限る。） 農政第105号様式 農政第106号様式 農政第107号様式 農政第108号様式 農政第109号様式 農政第110号様式 農政第111号様式 農政第112号様式 農政第113号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1048号

平成13年度北海道告示第597号 (平成13年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定) の一部を次のように改正する。

平成13年6月12日

3 農地保有合理化事業
農業経営の規模拡大、農地の集団化等農地保有の合理化及び農用地の流動化を促進するため、予算の範囲内で補助する。

3	農地保有合理化事業 農業経営の規模拡大、農地の集団化等農地保有の合理化及び農用地の流動化を促進するため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 道公事業	財団法人北海道農業開発公社	財団法人北海道農業開発公社が農地保有合理化事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 農地保有合理化促進事業費 ア 事業推進体制整備費 イ 業務費 ウ 事業費 (フ) 土地買入資金助成費 a 有利子事業（一般タイプ） b 無利子事業 (a) 事業関連タイプ (b) 一時貸付タイプ ① 担い手育成タイプ (5年貸付タイプ) c 旧事業 (a) 担い手確保特別事業費 (イ) 小作料前払資金助成費 a 一般タイプ (ウ) 農業用機械・施設リース事業費 エ 経営転換タイプ (2) 農地保有合理化緊急加速事業費 ア 利子助成費 イ 借入助成費 (3) 農作業受委託促進特別事業費	有合理化事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 農地保有合理化促進事業費 ア 事業推進体制整備費 イ 業務費 ウ 事業費 (フ) 土地買入資金助成費 a 有利子事業（一般タイプ） b 無利子事業 (a) 事業関連タイプ (b) 一時貸付タイプ ① 担い手育成タイプ (5年貸付タイプ) c 旧事業 (a) 担い手確保特別事業費 (イ) 小作料前払資金助成費 a 一般タイプ (ウ) 農業用機械・施設リース事業費 エ 経営転換タイプ (2) 農地保有合理化緊急加速事業費 ア 利子助成費 イ 借入助成費 (3) 農作業受委託促進特別事業費	10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の8.5以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の6以内 10分の10以内 10分の10以内 10分の6以内 10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第58号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第58号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農地調整課	

		受委託促進事業業務費 イ 受委託促進事業費							
(2) 市町村公社等事業	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第3項の規定により市町村の基本構想に定められた農地保有合理化法人（以下「市町村公社等」という。）	市町村公社等が農地保有合理化事業（農地保有合理化促進事業に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費のうち、合理化事業業務費	10分の6以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第59号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第59号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁			
4 農業法人育成総合支援事業 農業経営体の法人化や農業生産法人の体質強化を図るとともに、農地等の受け手として公益的な役割を果たす特定農業法人の設立・育成を支援するため、予算の範囲内で補助する。									
(1) 農業会議事業	北海道農業会議	北海道農業会議が農業法人育成総合支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、農業法人育成支援事業費	10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第5号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第5号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 農政部農地調整課			
(2) 市町村等事業	市町村 農業協同組合 市町村農業公社	市町村又は農業協同組合、市町村農業公社が行う農業法人育成総合支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、特定農業法人育成促進事業費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第49号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第49号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁			

(3) 民間団体事業	知事の指定を受けた農業法人を核とする農業者の組織する団体（以下「地域農業経営体」という。）	地域農業経営体が行う農業法人育成総合支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、地域農業経営体育成モデル事業費	10分の10以内	別に指示する様式	
		共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第50号様式 農政第50号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第50号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1049号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成13年 6 月12日

北海道知事 堀 達 也

農政第 5 号様式その 2 からその 4 までを削り、農政第 5 号様式その 1 を農政第 5 号様式とする。

農政第10号様式を次のように改める。

農政第10号様式（第 3 条第 2 項、第 5 条第 1 項、第14条）

平成 年度農業振興地域整備促進事業計画（実績）書

1 優良農地等確保促進事業

(1) 農地確保・有効利用推進協議会開催計画（実績）

ア 協議会名・構成員

協 議 会 名	構 成 員	備 考

イ 開催計画（実績）

実施時期	協 議 内 容	備 考

(2) 普及活動計画（実績）

実施時期	主 内 容	実施場所	規 模	備 考

(3) 農地確保・有効利用推進活動

ア 巡回指導実施計画（実績）

指導員数	実施時期	助 言 内 容	備 考

イ 農地の整序化促進検討会開催計画（実績）

実施時期	検 討 内 容	備 考
農地の整序化促進案作成時期：		

ウ 特別な用途指定促進検討会開催計画（実績）

実施時期	検 討 内 容	備 考

詳細な土地利用計画案作成時期：

農政第11号様式 削除

農政第18号様式を次のように改める。

農政第18号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

事業計画 (実績) 書

1 業務運営体制等

(1) 組合員等数

(2) 役員数

人

人
(常勤理事
非常勤理事
監事)

役員報酬 (1人当たり年額)

常勤理事
非常勤理事
監事

円 円 円

(3) 職員数

人

職員給料手当

職員給料
扶養手当
通勤手当
住居手当
期末・勤勉手当

円

(職員給与支給規則に定める
期末・勤勉手当の支給月数)

月)

(4) 損害評価会委員数

損害評価会委員手当 (1人当たり年額)

円

(5) 損害評価員数

損害評価員手当 (1人当たり年額)

円

(6) 損害調査員数

損害調査員手当 (1人当たり年額)

円

(7) 共済連絡員数

共済連絡員手当 (1人当たり年額)

円

2 引受計画 (実績)

区	分	前年度実績	本年度計画 (実績)	備考

農作物	水		稲	ha	ha
	麦		雌	頭	頭
家畜	乳牛		雌	頭	頭
	肉用牛				
	一般馬				
	肉豚				
	種豚				
果樹	その他の畜種				
	りんご		ha	ha	
畑作	ばれいしょ	1類 (でん粉加工用)			
		2類 (食品加工用)			
		3類 (種子用)			
		4類 (生食用)			
	計				
	大豆				
	小豆				
	いんげん	1類 (手亡類)			
		2類 (金時うずら類)			
		3類 (大福とら豆)			
園物	てん菜				
	ホッパ				
	合計				
	園芸施設		棟	棟	

(注) 引受計画 (実績) のない区分にあっては、「前年度実績」及び「本年度計画 (実績)」の欄を斜線で抹消すること。

3 危険段階別共済掛金率の普及推進

(1) 資料の作成

作成時期	作成部数	資料の主な内容

4 損害評価計画 (実績)

(1) 農作物共済

区	分	水		稲		麦		計
		一筆又は 半相殺	筆数	全相殺	筆数	一筆又は 半相殺	筆数	
引	受 計 画 (実績)		筆数		筆数		筆数	
損害評価	計画 (実績)		筆数		筆数		筆数	
	うち 全 筆 調 査 筆 数							
延べ実測調査	計画 (実績)		筆数		筆数		筆数	

- (注) 1 「損害評価計画 (実績) 筆数」欄には、しつ皆調査の筆数を記入し、全相殺引受方式に係る共済目的の種類にあっては、全筆調査筆数を記入すること。
- 2 「延べ実測調査計画 (実績) 筆数」欄には、実測の方法による損害評価 (しつ皆調査、組合等抜き取り調査及び事前調査) の延べ筆数を記入すること。

(2) 畑作物共済

区	分	引 受 け 計 画 (実績)	画 数	損害評価計画 (実績)	筆 数	延 べ 実 測 調 査 計 画 (実績)	筆 数	備 考
ば れ い し ょ	1 類		筆		筆		筆	
	2 類							
	3 類							
	4 類							
	計							
大 豆								
小 豆								

い ん げ ん	1 類			
	2 類			
	3 類			
	計			
てん 菜				
ホ ッ プ				

(注) 4の(1)の (注) に準ずること。

(3) 畑作物共済損害評価実測器具購入計画 (実績)

購入器具名	単 価	台 数	金 額	備 考
	円	台	円	

5 農業共済地域対応強化対策管理事業計画 (実績)

(1) 農業共済地域対応強化対策管理事業運営協議会

ア 構成員	北海道の職員	人	市町村の職員	人
	連合会の役員	人	組合等の役員	人
	関係農業団体の役員	人	損害評価会委員	人
	損害評価員	人	共 済 連 絡 員	人
	その他学識経験者	人	合 計	人
イ 開催予定 (実績)				

開 催 時 期	主 な 協 議 事 項

(注) 「開催時期」欄には、計画の時は開催予定年月句を、実績報告の時は開催年月日を記入すること。

(2) 部 会

部 会 名	構 成 員	開催回数	主 な 協 議 事 項
		回	

(注) 1 6の2のアに記入する部会については、記入を要しない。
2 「構成員」欄には、実績報告のときは氏名も記入すること。

6 農業共済地域対応強化推進事業計画 (実績)

- ア 農業共済事業推進体制強化事業
(1) 農行方策検討委員会
(ア) 構成員の役職名及び人数

役 職 名	計 名

(注) 「役職名」欄には、実績報告のときは氏名も記入すること。

(イ) 開催予定 (実績)

開 催 時 期	主 な 協 議 事 項

(注) 5の1)のイの (注) に準ずること。

- イ 実施事業内容
(ア) 講習会

開 催 時 期	参 加 人 数	講 師 役 職	講 習 会 の 主 な 内 容
	人		

(注) 1 5の1)のイの (注) に準ずること。
2 「講師役職」欄には、実績報告のときは講師の氏名も記入すること。
(イ) 標準モデル保険設計書を活用した説明

実 施 時 期	説 明 を 行 う (行 っ た) 総 会 等 の 名 称	そ の 規 模 (出 席 者 数) 人

(注) 「実施時期」欄については、5の1)のイの (注) に準ずること。

(ウ) 試験研究機関等への職員の派遣

実 施 時 期	派 遣 人 数	派 遣 先
	人	

(注) 「実施時期」欄については、5の1)のイの (注) に準ずること。

(エ) セールスブック及び保険設計書の作成等

	セールスブック	保 険 設 計 書
作 成 部 数	部	対農家用 部 対総会等用 部
保険相談・危険管理指導等のための訪問戸数		戸
損害防止関連情報作成予定部数 (損害防止関連情報の提供実績)		部

ウ 事業の効果・成果

(注) 実績報告のときに、できる限り数値等を使用して記載すること。

- (2) 高被害率地域対策事業 (作物等対策事業)
ア 高被害率地域対策検討会

対象共済事業	構 成 員	開 催 時 期	主 な 協 議 事 項

(注) 5の2)の (注) 2及び5の1)のイの (注) に準ずること。

- イ 共済目的別被害率の推移等
共済事業

共済目的	事業実施前5年間の被害率 (%)					事業実施年度被害率
	年度	年度	年度	年度	年度	被害率
						人 %

(注) 1 被害率 (農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の場合は金額被害率とし、

園芸施設共済の場合は病虫害割合とする。) は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位まで求めること。
2 事業実施年度の被害率は、実績報告のときに記入すること。

ウ 要因分析

(注) 実績報告のときに、被害率に低下傾向が認められなかった場合の要因についての検討結果を記入すること。

(3) 高被害率地域対策事業 (家畜対策事業)

ア 高被害率地域対策検討会

対象共済目的	構 成 員	開 催 時 期	主 な 協 議 事 項

(注) 5の(2)の (注) 2及び5の(1)のイの (注) に準ずること。

イ 共済目的別被害率の推移等

共済目的	事業実施前3年間の被害率(%)				事業実施年度
	年度	年度	年度	指導対象農業者数 人	被害率 %

(注) 1 被害率は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位まで求めること。

2 事業実施年度の被害率は、実績報告のときに記入すること。

エ 家畜対策講習会

対象共済目的	開 催 時 期	講 習 会 の 主 な 内 容

(注) 5の(1)のイの (注) に準ずること。

エ 要因分析

(注) 実績報告のときに、被害率に低下傾向が認められなかった場合の要因についての検討結果を記入すること。

7 地域集団引受推進事業計画 (実績)

(1) 事業実施内容

地 域 集 団 名	地域集団の 組合員等数	共 済 目 的 名	事 業 の 内 容	
			リスク・マネージメント支援活動	集団営農の 条件整備
	人			
合計	人			

(注) 「共済目的名」欄には、事業対象共済目的名を全部記入すること。

(2) 事業の効果・成果

事 業 の 成 果	今後も期待される成果	事業が廃止された場合の問題点

(注) 実績報告のときに、できる限り数値等を使用して記載すること。

8 普及推進事業

(1) パンフレットの配布状況等

市 町 村 名	パンフレットの配布状況			特 記 事 項
	配布予定時期	配布予定枚数	担当職員数	

(2) 共済連絡員会議の実施予定

開 催 場 所	予 定 時 期	参 集 人 数	主 たる 内 容 等

計	か所	人
---	----	---

(3) 事業の効果・成果

(注) 実績報告のときに、できる限り数値等を使用して記載すること。

9 水田大豆加入促進高度化対策事業

(1) 畑作物共済(大豆)の実績等(年産)

農 家 戸 数				面			積
引戸 A	未加入 B	計 C	戸引受率 A/C	引面 D	未加入積 E	計(作付面積) F	
受数 戸	戸	戸	%	ha	ha	ha	面引受率 D/F %

(2) 加入推進協議会

ア 構成員（予定）の役職員名及び人数

役 職 名	計 名

人 開催予定

回	予定時期	具 体 的 検 討 内 容

加入拡大推進

	作 成 数	内 容 (印刷物の内容を簡潔に記載)
未加入農家に対する 保険需要アンケート	(未加入農家数)	
未加入農家に配布する 加入推進用パンフレット	(未加入農家数)	
加入推進マニュアル	(地区代表者数)	

未加入農家に対する説明会	開催時期	開催地区数	説明会内容

(3) 事業の効果・成果

(注) 実績報告のときに、できる限り数値等を使用して記載すること。

10 農業共済情報高度利用推進事業計画(実績)

(1) 地域システムの開発及び運用

他の方法費用の内、開発費用の

(2) 蓄積データ加工・分析システムの開発及び運用

他の方法費
目的内方
経費用定
の
開開開
運予そ
アノウ
エオカ

(3) システム管理者の養成

内容費定額の内訳

11 農業共済高度情報化技術活用推進事業計画（実績）

(1) ホームページの内容

法費他 方経 の 用定 運予そ

12 水田情報高度利用体系確立事業計画(実績)

(1) 水田農業管理基本システムの開発

的 目 的 開 了

ウ 開発方法等
エ 予定経費
オ システム検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主	な	検	討	内	容

カ その他

(2) 水田農業経営確立対策関連情報連携システムの開発

ア 開発目的
イ 開発内容
ウ 開発方法等
エ 予定経費
オ システム検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主	な	検	討	内	容

カ その他の

(3) 関連情報の収集
ア 情報内容

イ 予定経費
ウ その他の

13 果樹樹園地情報調査・利用体制確立事業計画 (実績)

(1) 事業実施方針

(注) 実施方針について簡潔に記述すること。

(2) 果樹樹園地情報システム開発検討会

(注) 検討会の予定メンバー、検討の方向、予定経費等について簡潔に記述すること。

(3) 果樹樹園地情報システムの開発方法等

(注) 開発方法、開発計画、予定経費等について簡潔に記述すること。

(4) 樹園地の栽培状況等調査

(注) 調査実施市町村名及び選定理由、調査の方法、調査項目、予定経費等について簡潔に記述すること。

(5) データベース化

(注) データベース化の方法、予定経費等について簡潔に記述すること。

(6) 加入推進検討会

(注) 検討会の予定メンバー、検討の方向、予定経費等について簡潔に記述すること。

(7) その他

14 家畜群疾病情報分析管理事業計画 (実績)

(1) 畜種及び管理システム

畜	種	シ	ス	テ	ム	名

(2) 家畜群疾病情報分析管理システム開発事業

ア 事業推進検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主	な	検	討	内	容

イ ソフト開発検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主 な 検 討 内 容

ウ 事業成果検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催時期

(3) 家畜群疾病情報分析管理システム活用推進事業

ア ソフト開発推進検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主 な 検 討 内 容

イ 事故分析指導検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主 な 検 討 内 容

ウ 事業成果検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主 な 検 討 内 容

エ 管理システムの開発推進方法、内容等

15 支出計画

(1) 農業共済事業事務費

区 分	勘 定 科 目		前年度実績 円	本年度計画 (実績) 円	備 考
	中 分 類	小 分 類			
合	計				

(注) 1 「区分」欄には、人件費、旅費、庁費、委員手当等の別を記入すること。
2 「勘定科目」欄には、上記区分ごとに、補助金対象経費に係る経理処理科目を経理処理要領に基づく分類により記入すること。

(2) 農業共済特別事業事務費
ア 損害評価特別事務費

区	分	勘定科目		本年度計画 (実績)	備考
		中分類	小分類		
農作物	実測費			円	
	全相殺方式				
畑作物	実測費				
	全相殺方式				
合		計			

(注) 1 「本年度計画(実績)」欄で該当のない欄は斜線で抹消すること。
2 15の(1)の(注) 2に準ずること。

イ 農業共済地域対応強化総合対策費

区	分	勘定科目		本年度計画 (実績)	備考
		中分類	小分類		
地域対応強化対策管理費				円	
地域対応強化推進費					
(1) 農業共済事業推進体制強化費					
(2) 高被害率地域対策費					
地域集団引受推進費					
普及推進費					
水田大豆加入促進高度化対策費					
合		計			

(注) 15の(2)のアの(注) に準ずること。ただし、この事業を行わない組合等において、全部削除すること。

ウ 農業共済事業運営基盤強化対策費

区	分	勘定科目		本年度計画 (実績)	備考
		中分類	小分類		
農業共済高度情報化推進事業				円	
(1) 農業共済高度情報化システム確立事業費					
ア 農業共済情報高度利用推進費					
イ 農業共済高度情報化技術活用推進費					
(2) 水田情報高度利用体系確立事業費					
(3) 果樹樹園地情報調査・利用体制確立事業費					
家畜群疾病情報分析管理事業費					
合		計			

注 この様式は、農業共済組合等が農業災害補償事業に要する経費にかかる補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

農政第20号様式を次のように改める。

農政第20号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)

事業計画(実績)書

1 業務運営体制等

(1) 組合等数 人

(2) 役員数 人

常勤理事 人
非常勤理事 人
監事 人

役員報酬 (1人当たり年額)

常勤理事 円
非常勤理事 円
監事 円

(3) 職員数 人

職員給料手当 円
職員給料手当 円
職員給料手当 円
職員給料手当 円

住居手当
期末・勤勉手当
円
(職員給与支給規則に定める期末・
勤勉手当の支給月数) 月)

(4) 損害評価会委員数 人

損害評価会委員手当 (1人当たり年額) 円

(5) 損害評価員数 人

損害評価員手当 (1人当たり年額) 円

2 損害評価計画 (実績)

(1) 実測調査計画 (実績)

共済目的 農作物	共済目的の 種類	組合等数	実測調査			備考
			実測面積 ha	調査筆数 筆	調査筆等 筆	
畑作物	合計					
	ばれいしょ					
	大豆					
	小豆					
	いんげん					
	合計					
果樹	りんご					戸棟
園芸施設						

(2) 農作物共済損害評価実測器具購入計画 (実績)

購入器具名	単価 円	台数 台	金額 円	備考

(3) 果樹共済損害評価モデル園地設定計画 (実績)

モデル園地設定場所	共済目的の種類等	設置園地数	調査票本数	備考

りんご		園地	本
合計			

(注) 1 「モデル園地設定場所」欄には、設定場所を区域とする組合等名を記入すること。

2 「共済目的の種類等」欄には、品種名も記入すること。

(4) 園芸施設共済損害評価研修モデル被害施設設定計画 (実績)

モデル被害施設設定場所	研修時期	研修の主な内容

(注) 「研修時期」欄には、計画のときは研修予定年月旬を記入し、実績報告のときは研修年月日を記入すること。

3 農業共済地域対応強化対策管理事業計画 (実績)

(1) 農業共済地域対応強化対策協議会

ア 構成員

北海道の職員 人
連合会の役員 人
組合等の役員 人
関係農業団体の役員 人
その他学識経験者 人
イ 開催予定 (実績) 人

開催時期	主な協議事項

(注) 「開催時期」欄には、計画のときは開催予定年月旬を、実績報告のときは開催年月日を記入すること。

(2) 部会

部会名	構成員	開催回数	主な協議事項
		回	

(注) 「構成員」欄には、3の(1)のアに準じて記入すること。

4 地域集団引受推進事業計画 (実績)

(1) 組合等説明会

開 催 時 期	参 加 人 数	説 明 会 の 主 な 内 容

(注) 3の(1)のイに準じて記入すること。

(2) 事業の効果・成果

(注) 実績報告のときに、できる限り数値等を使用して記載すること。

5 水田大豆加入促進高度化対策事業

(1) 加入推進協議会

ア 構成員 (予定) の役職員名及び人数

役 職	名 名
	計 名

イ 開催予定

回	予 定 時 期	具 体 的 検 討 内 容

ウ 優良事例調査

調 査 か 所 数	か 所

(2) 加入促進等

ア 組合等事業説明会

開催予定時期	参 加 人 数
	人

--	--

イ 栽培技術研修会

開 催 時 期	参 加 人 数	研 修 の 内 容
	人	

ウ 事業実施組合等事業推進指導

指導予定時期	指 導 内 容

(3) 事業の効果・成果

(注) 実績報告のときに、できる限り数値等を使用して記載すること。

6 農業共済情報高度利用推進事業計画 (実績)

(1) 地域システムの開発及び運用

ア 開 発 目 的
イ 開 発 内 容
ウ 開 発 方 法
エ 運 用 方 法
オ 予 定 経 費
カ そ の 他

(2) 蓄積データ加工・分析システムの開発及び運用

ア 開 発 目 的
イ 開 発 内 容
ウ 開 発 方 法
エ 運 用 方 法
オ 予 定 経 費
カ そ の 他

(3) システム管理者の養成

ア 養 成 内 容
イ 養 成 計 画
ウ 予 定 経 費
エ そ の 他

7 農業共済高度情報化技術活用推進事業計画 (実績)

- (1) ホームページの内容
- (2) 運用方法
- (3) 予定経費
- (4) その他

8 水田情報高度利用体系確立事業計画 (実績)

- (1) 水田農業管理基本システムの開発

ア 開発目的
イ 開発内容
ウ 開発方法等
エ 予定経費
オ システム検討会
カ 検討委員名及び所屬

検討委員名	所 属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主 な 検 討 内 容

カ その他
ア 水田農業経営確立対策関連情報連携システムの開発

イ 開発目的
ウ 開発内容等
エ 予定経費
オ システム検討会
カ 検討委員名及び所屬

検討委員名	所 属

(イ) 検討会の開催予定

開催予定時期	主 な 検 討 内 容

カ その他
(3) 関連情報の収集
ア 情報内容
イ 予定経費
ウ その他

9 果樹樹園地情報調査・利用体制確立事業計画 (実績)

- (1) 事業実施方針
(注) 実施方針について簡潔に記述すること。

- (2) 果樹樹園地情報システム開発検討会
(注) 検討会の予定メンバー、検討の方向、予定経費等について簡潔に記述すること。

- (3) 果樹樹園地情報システムの開発方法等
(注) 開発方法、開発計画、予定経費等について簡潔に記述すること。

- (4) 樹園地の栽培状況等調査
(注) 調査実施市町村名及び選定理由、調査の方法、調査項目、予定経費等について簡潔に記述すること。

- (5) データベース化
(注) データベース化の方法、予定経費等について簡潔に記述すること。

- (6) 加入推進検討会
(注) 検討会の予定メンバー、検討の方向、予定経費等について簡潔に記述すること。

- (7) その他

10 家畜群疾病情報分析管理事業計画 (実績)

- (1) 畜種及び管理システム

畜 種	シ ス テ ム 名

(2) 家畜群疾病情報分析管理システム開発事業

- ア 事業推進検討会
(7) 検討委員名及び所屬

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開 催 予 定 時 期	主	な	検 討 内 容

イ ソフト開発検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開 催 予 定 時 期	主	な	検 討 内 容

ウ 事業成果検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催時期

(3) 家畜群疾病情報分析管理システム活用推進事業

ア ソフト開発推進検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

--	--

(イ) 検討会の開催予定

開 催 予 定 時 期	主	な	検 討 内 容

イ 事故分析指導検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催予定

開 催 予 定 時 期	主	な	検 討 内 容

ウ 事業成果検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所	属

(イ) 検討会の開催時期

開 催 予 定 時 期	主	な	検 討 内 容

エ 管理システムの開発推進方法、内容等

II 支出計画（実績）

(1) 農業共済事業事務費

区 分	勘 定 科 目		前年度実績 円	本年度計画 (実 績) 円	備 考
	中 分 類	小 分 類			
合 計					

- (注) 1 「区分」欄には、人件費、旅費、庁費、委員手当等の別を記入すること。
2 「勘定科目」欄には、上記区分ごとに、補助金対象経費に係る経理処理科目を経理処理要領に基づく分類により記入すること。

(2) 農業共済特別事業事務費
ア 損害評価特別事務費

区 分	勘 定 科 目		本年度計画 (実 績) 円	備 考
	中分類	小分類		
損 害 評 価	農 作 物	畑 作 物		
		果 樹		
		園 芸 設 置		
実 測 費				
果樹共済損害評価モデル園地設定費 園芸施設共済損害評価研修モデル被害 施設設定費				
合 計	計			

- (注) 1 「本年度計画（実績）」欄で該当のない欄は斜線で抹消すること。
2 11の(1)の（注）2に準ずること。

イ 農業共済地域対応強化総合対策費

区 分	勘 定 科 目		本年度計画 (実 績)	備 考
	中分類	小分類		
地域対応強化対策管理費			円	
地域集団引受推進費				

水田大豆加入促進高度化対策費				
合 計				

(注) 11の(2)のアの（注）に準ずること。

ウ 農業共済事業運営基盤強化対策費

区 分	勘 定 科 目		本年度計画 (実 績) 円	備 考
	中分類	小分類		
農 業 共 済 高 度 情 報 化 推 進 事 業				
			円	
(1) 農業共済高度情報化システム確 立事業費				
ア 農業共済情報高度利用推進費				
イ 農業共済高度情報化技術活用 推進費				
(2) 水田情報高度利用体系確立事業 費				
(3) 果樹園地情報調査・利用体制 確立事業費				
家畜群疾病情報分析管理事業費				
合 計				

注 この様式は、農業共済組合連合会が農業災害補償事業に要する経費にかかる補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

農政第49号様式及び農政第50号様式を次のように改める。

農政第49号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

平成 年度特定農業法人育成促進事業実施計画（実績）

- 1 地区の名称
(1) 市 町 村 名
(2) 地区名又は団体名
- 2 実施地区の概要

(1) 農家戸数

(単位：戸)

農 家 戸 数	認定農業者数
---------	--------

総戸数	専業	第1種兼業	第2種兼業	計	農家	生産組織

(2) 農用地面積等 (単位：ha)

地区総面積	農用地				面積
	田	畑	樹園地	採草放牧地	

(3) 主たる農作物の作付状況 (単位：ha)

主な作物名					
作付面積					

3 事業の概要

- (1) 事業の実施理由
(2) 事業の内容
① 集落農地有効利用促進活動
ア 活動内容

開催時期	事項	内容

(注) 活動内容は、年月日別に意向調査、集落説明会の開催等を記入する。

イ 集落農地利用促進方策の策定時期 (促進方策の写しを添付する。)

策定年月日	年	月	日

(注) 実施報告書に「集落農地有効利用促進方策」の写しを添付する。

② 農用地利用改善団体設立促進活動

関係利権者合意形成活動			特定農用地利用規程作成活動
員数	合意形成のための農家訪問回数		
人	戸	延回数	(開催時期) (開催回数) (参加人数) 月 回 延 人

- ③ 特定農業法人設立促進及び特定農業法人経営改善活動
ア 特定農業法人の設立及び育成に向けての活動内容

開催時期	事項	内容	容

(注) 活動内容は、年月日別に検討会、研修会の開催等を記入する。

イ 営農方式改善活動

借上主体	貸付先法人名	機械・施設名	台数
			台

- ④ 特定農業法人経営確立促進活動
ア 経営確立指導員の活動内容

経営確立指導員の活動	内容	容
延日		

イ 特定農業法人の経営基盤を強化するための活動

借上主体	貸付先法人名	機械・施設名	台数
			台

4 活動の成果

- (1) 農業生産法人 (特定農業法人になる予定の法人) 名と設立 (予定) 月

法人名	設立日	年	月	日 (予定)

- (2) 特定農用地利用規程の認定 (予定) 日

法人名	設立日	年	月	日 (予定)

- (3) その他

事 項	成 果

5 今後の方向、問題点と課題

注 この様式は、特定農業法人育成促進事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

農政第50号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条) (地域農業経営体用)
平成 年度地域農業経営体育成モデル事業実施計画 (実績) 書

都 道 府 県 名	
関 係 市 町 村 名	

1 事業実施主体

(1) 地域農業経営体の名称

(2) 地域農業経営体の代表者 (核となる農業法人)

農業法人の名称及び代表者(役職、氏名)	主たる事務所の所在地	営農類型 (主要作物等)

(注) 1 経営状況及び活動状況等 (別紙1) 及び農業経営改善計画の写しを添付すること。

2 農業経営改善計画の認定を受けていない農業法人は核となる農業法人にはなれない。

(3) 地域農業経営体の構成員 ((1)の農業法人を除く)

氏 名	住 所	営 農 類 型 (主要作物等)	経営改善計画 の認定の有無
			有 無

--	--	--

(注) 1 事業申請時点において、核となる農業法人の他に2経営 (戸) 以上 (法人経営、個別経営を問わない) の記載が必要
2 経営状況等 (別紙2 (農業法人にあっては別紙1)) を添付すること。
3 農業法人の場合は2に準じて法人の名称等を記載すること。

2 地域の概要

(1) 市町村名等

関 係 市 町 村 名	
農 業 地 域 類 型	
関 係 農 協 名	
関係集落 (地区) 名	

(注) 1 地域農業経営体に参画する農業法人の主たる事務所の所在地又は参画農業者の住居が複数の市町村に所在する場合は、それぞれの市町村ごとに即応するように記載すること。

2 「農業地域類型」とは、事業を計画している地域の所在する市町村が、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域のいずれに該当するかを記載。

(2) 地域指定等

地 域 指 定 等	指 定 年 度
農業振興地域整備計画	市町村名 年度(農業振興地域内外の別：内 外)
市町村基本構想の策定	市町村名 年度
地域農業マスタープランの事業導入計画の記載	市町村名 有 無

(注) 1 地域農業経営体に参画する農業法人の主たる事務所の所在地又は参画農業者の住居が複数の市町村に所在する場合は、それぞれの市町村ごとに記載すること (1の市町村内に所在する場合は市町村名の記載は不要)。

2 「地域農業マスタープランの事業導入計画の記載」欄には、「経営対策体制整備推進事業実施要領」(平成12年4月1日付け構改B第167号経済局長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長通知) の別記様式2の3の「事業導入計画」への記載の有無を記載 (マスタープランに記載されていない

- ない場合、事業の実施は不可)。
3 農業振興等に係るその他の地域指定等がある場合は記載すること。
(3) 事業実施に当たっての市町村、農業団体等の協力体制

- (4) 地域農業の概要、動向

- (5) 地域における農業関係者（農業法人、農業者、農業団体）の現在の連携状況

3 事業実施の目的及び目標とする効果

- (1) 事業の目的

(注) 地域の農業者（参画者）の農業経営の効率化・安定化（経営管理能力の向上、経営の合理化、販路の確保拡大による経営の発展・安定、農業者の意欲の向上）、認定農業者の確保・育成、女性の経営参画のための条件整備等、地域農業の活性化を図るといふ公益的観点から記述すること。

- (2) 事業実施により目標とする効果

ア 地域農業経営体への参画状況（核となる農業法人を含む。）

	現	在	事業実施年度末	5 年 後
地域農業経営体参画農業者等数（合計）				
法人経営（農業法人）数				

認定農業者数			
家族経営（農家）数			
効率的かつ安定的な農業経営の数			
認定農業者数			
農業経営改善計画認定見込み者数			
女性農業経営者数			
新規就農者数			
市町村、農協の法人への出資	有	無	有
食品企業等の法人への出資	有	無	有
消費者等の法人への出資	有	無	有

(注) 1 「地域農業経営体参画農業者等数」＝「法人経営数」＋「家族経営数」とする。

農業法人は、構成員の数にかかわらず一経営とする。

2 「効率的かつ安定的な農業経営」、「認定農業者」、「農業経営改善計画認定見込み者」、「女性農業経営者」、「新規就農者」の数は、「法人経営」及び「家族経営」の内数となる。

なお、それぞれが互いに重複することがあり得るため、それぞれの合計が「家族経営」の数に一致する必要はない。

3 「効率的かつ安定的な農業経営」とは、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と同色ない所得を確保し得る農業経営等、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の目標を達成している経営をいう。

4 「女性農業経営者」、「新規就農者」には、農業経営を行っている女性及び新規就農者の数を記載し、農業経営を行っていない者（例えば農業法人の構成員、直売所の責任者（店員）、体験農園の指導員等）については地域農業経営体の数に含めず以下の「事業の実施効果」にその数

を記載すること。

- 5 事業実施計画においては、「事業実施年度末」及び「5年後」の数字は見込み数（目標）とする。
市町村等の出資についても同様に見込みとする。
- 6 本地域農業経営体育成モデル事業の「事業計画に定めた目標の達成状況等の報告」においては、「事業実施年度末」を各報告年度末として提出すること。

イ 地域農業経営体参画者（核となる法人を除く。）の平均的な所得水準、平均労働時間等

	現 在	事業実施年度末	5 年 後
農 産 物 等 の 販 売 収 入	万円	万円	万円
主たる従事者の年間所得水準	万円	万円	万円
主たる従事者の年間労働時間	時間	時間	時間

（注）運用通知第4の1の(4)の「事業計画に定めた目標の達成状況等の報告」においては、「事業実施年度末」を各報告年度末として提出すること。

ウ 事業の実施効果

（注）地域農業の活性化、地域農業の持続的発展等の観点から記載すること。

- 4 地域農業経営体育成モデル事業実施計画（実績）
- (1) 地域農業経営体整備促進活動
ア 地域農業経営体確立活動

地 域 農 業 経 営 体 推 進 方 策 策 定 活 動				
企 画 委 員 会	情 報 収 集 分 析	推 進 方 策		
開催回数	参加者の職業・所属等	調査地区数	参加者数 (延)	策定時期
回		地区	人	月

地 域 農 業 経 営 体 確 立 活 動

経 営 体 確 立 計 画 書 作 成			
会 議 開催回数	参加者の職業・所属等	委員の職業・所属等	計 画 書 作成時期
回			月

地 域 農 業 経 営 体 確 立 活 動			
参 画 意 向 調 査	経営体確立説明会		
調査農家等数	調 査 方 法	開催回数	参加者数 (延)
戸		回	人

地 域 農 業 関 係 者 の 連 携 体 制 整 備 活 動			
公 的 機 関 等 と の 連 携 調 整 会 議 開催回数	連携する公的機関とその内容	公的機関 等の法人 への出資	地域消費者等調整 周知、調整の内容
		（ ）	有 無
回			

規 約 等 の 策 定			
規約等の 種類	規 約	等 策 定 検 討 会	規約等説明会
	開催回数	参加者の職業・所属等	開催回数 参加者数 (延)
規 約	回		回 人

地 域 調 整 活 動			
調整員の氏名 (人数)	調整員の所属等	活動日数 (延)	活 動 内 容
		日	

(注) 事業実施計画においては、人数で可。

イ 参画者法人化検討活動

参画者法人化検討会	情報収集活動内容
開催回数 参加者の職業・所属等	活動日数 (延) 活動内容
回	日

(2) 異業種等提携促進活動
ア 異業種等参画周知活動

提携推進手法検討会
開催回数 参加者の職業・所属等
回

情 報 発 信 活 動		
提携する異業種等の業種等	情 報 発 信 の 手 法	提携者確保活動の内容

イ 提携者交流促進活動

交 流 企 画 委 員 会		
開催回数	参加者の職業・所属等	委員の職業・所属等
回		

食 品 関 連 事 業 者 等 交 流 活 動 内 容		
開催回数	参 加 者 数	実 施 内 容
回	地域農業経営体 異業種等	人 人

地 域 住 民 等			交 流 活 動 内 容		
開催回数	参 加 者 数	実 施 内 容			
回	地域農業経営体 地域住民等	人			

都市住民等交流活動内容			
開催回数	参加者数	実施内容	
回	地域農業経営体 都市住民等	人	人

ウ 提携者ネットワーク活動

情報収集活動			情報交換会	報告書
実施手法	開催回数	参加者の職業・所属等	作成時期	
	回		月	

(3) 地域農業経営効率化促進活動
ア 作付け効率化等調整活動

効 率 化 等 企 画 委 員 会			
開催回数	参加者の職業・所属等	委員の職業・所属等	検討の内容
回			

連 携 農 家 等 分 担 調 整			
調整回数	アドバイザーの職業・所属等	合意形成の方向	参画農家の意向確認の方法
回			

栽 培 作 物 調 整		
調整回数	調整農家等数	アドバイザーの職業・所属等
		調整の方向

回	戸(人)		
---	------	--	--

イ 経営規模等調整活動

意向調整活動	高齢農業者等役割分担調整会議		
意向把握の方法	開催回数	参加者数 (延)	内 容
	回	人	

ウ 労働条件調整活動

労働条件調整会議	労働管理計画書作成		
開催回数	参加者数 (延)	検討回数	アドバイザーの職業・所属等
回	人	回	内 容
			作成時期
			月

エ 農業機械等有効利用調整活動

有効利用調整会議	有効利用計画書		
開催回数	参加者数 (延)	参加者の職業・所属等	委員の職業・所属等
回	人		調整する機械の種類
			作成部数
			部

(4) 経営確立総合支援活動費

ア 実地研修及び経営指導活動

地域経営団体活動調整員養成研修			
実施回数	参加者数 (延)	講師、パネラーの職業・所属等	研修内容
回	人		
参画農家経営研修			

実施回数	参加者数 (延)	講師、パネラーの職業・所属等	研修内容
回	人		

女性参加者	経営研修	
実施回数	参加者数 (延)	講師、パネラーの職業・所属等
回	人	

高齢参加者	経営研修	
実施回数	参加者数 (延)	講師、パネラーの職業・所属等
回	人	

後継者等研修		
実施回数	参加者数 (延)	講師、パネラーの職業・所属等
回	人	

経営指導活動		
実施回数	指導者の職業・所属等	受けようとする指導の内容
回		

イ 活動調整員の育成

先進地視察	他産業経営研修等参加	
実施回数	参加者数 (延)	視察場所
回	人	参加回数
		参加者数 (延)
		参加する研修の内容

ウ 農産物需要動向把握活動

需 要 動 向		調 査	
調 査 先	調 査 の 内 容	調 査 件 数	調 査 の 反 映 方 法
		件	

エ ブランド商品開発活動

開 催 回 数	参 加 者 の 職 業 ・ 所 属 等	委 員 の 職 業 ・ 所 属 等	検 討 内 容
回			

商 品		開 発	
開 発 委 員 の 職 業 ・ 所 属 等	使 用 す る 機 械 ・ 器 具 等 の 種 類	数 量	成 分 分 析 等 の 内 容

試 作 品 市 場 評 価 調 査			
評 価			
開 催 回 数	評 価 者	実 施 方 法	回

試 作 品 市 場 評 価 調 査			
提 携 企 業 等 評 価 調 査			
調 査 方 法	調 査 箇 所 数	調 査 先	評 価 報 告 書 作 成 時 期
	箇所		月
商 品 化 の 検 討			

商 品 化 検 討 会			
開 催 回 数	参 加 者 の 職 業 ・ 所 属 等	ア ド バ イ ザ ー の 職 業 ・ 所 属 等	検 討 内 容

商 品 化 の 検 討		
商 品 化 協 力 の 内 容	成 分 分 析 等 の 内 容	商 品 化 報 告 書 作 成 時 期
		月

(注) この様式は、地域農業経営体育成モデル事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

(農政第50号様式 別紙1)

核となる農業法人の経営概要

農業法人の名称及び代表者名		法人設立年月日	
主たる事務所の所在地			
農業経営改善計画の認定年月日		年	月 日
営 農 類 型	現	状	目 標 (年)
経営改善の概要			

農業経営規模の拡大等に関する目標					
作目・部門名	現	状		目 標	(年)
	作 飼 養 面 積 数	生 産 量	作 飼 養 面 積 数	生 産 量	
経営面積合計					
農作業の受託	作 目	作 業	現 状	目標(年)	
加工等の関連附帯事業等	事 業 名	内 容	現 状	目標(年)	
農業労働力雇用状況		現 状	目 標	年 の 見 込 み	人
	法 人 構 成	実 人 数	人		人
	常時雇(年間)	実 人 数	人		人
	臨時雇(年間)	実 人 数 延べ人数	人 人		人 人
		現 状	目 標	(年)	
農 産 物 等 の 販 売 収 入		万 円		万 円	
主たる従事者の年間所得水準		万 円		万 円	
主たる従事者の年間労働時間		時間		時間	
〔地域での活動状況〕					

- (注) 1 経営状況等は農業経営改善計画書の記載要領に準じて記載すること。
- 2 農業経営改善計画の認定を複数回受けている者については、「農業経営改善計画の認定年月日」欄には、新たな認定年月日を記載すること。
- 3 「地域での活動状況」には、地域農業の発展等のために農業者の組織化に向けた活動や法人の組織化に向けた活動（※日本農業法人協会、都道府県農業法人組織）を行うなど、地域のリーダー的活動をしている場合は、その活動内容についても記載すること。
- 4 核となる農業法人以外の参画農業法人については、表題部を「地域農業経営体」に参画する農業者の経営概要」とするとともに、当該法人が農業経営改善計画の認定を受けていない場合は、「農業経営改善計画の認定年月日」欄を「農業経営改善計画申請見込み時期」と改めて記載すること。

(農政第50号様式 別紙2)

地域農業経営体に参加する農業者等の経営概要

氏 名		年齢	歳
住 所			
農業経営改善計画の認定年月日	年 月 日		
農業経営改善計画申請見込み時期	年 月		
営 農 類 型	現 状	目 標	
経営改善の方向の概要			

雇用状況		現状	目標年の見込み
常時雇(年間)	実人数	人	人
臨時雇(年間)	実人数 延べ人数	人 人	人 人

農政第59号様式中
「1 事業推進計画（実績）」

考 備	数	員	数	回	分	区
	部					1 契約書作成費
						2 旅費・通信費
	人					(1) 旅費
	件					(2) 通信費
						3 会議開催費
	件					(1) 会場費
	部					(2) 資料作成費
	人					4 資金回収事務費

農政第73号様式 (第3条第2項、第5条第1項、第14条)
農業協同組合経営指導強化対策事業 (農協系統事業・組織改革推進事業)
計画 (実績) 書

区 分	事 業 内 容	事 業 量	事 業 費

--	--	--	--

注 この様式は、農業協同組合経営指導強化対策事業（農協系統事業・組織改革推進事業）に関する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

農政第101号様式その1の末尾欄外の注の1の事項中「又は小規模土地改良事業」を「、農村振興地理情報システムデータ整備事業又は小規模土地改良事業」に改め、同注の15の事項を注の16の事項とし、注の9の事項から注の14の事項までを1事項ずつ繰り下げ、同注の8の事項中「使用すること。」を「使用することとし、また、農村振興地理情報システムデータ整備事業は受益面積を記載しないこと。」に改め、同7の事項の次に次の1事項を加える。

8 農村振興地理情報システムデータ整備事業にあつては、「費目欄」には、調査費、データ整備費、機械器具費及び事務費を記載すること。

農政第103号様式の末尾欄外の注の1の事項中「又は農村総合整備事業」を「農村総合整備事業又は農村振興総合整備事業」に改め、同注の2の事項中「農村総合整備事業」を「農村総合整備事業又は農村振興総合整備事業」に改め、同注の3の事項中「施設環境整備及び特認事業のうち該当する名称」を「施設環境整備及び特認事業のうち該当する名称、農村振

興総合整備事業にあつては）ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備、農用地開発、農用地の改良又は保全、農用地管理保全、農業集落道整備、宮農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、農村公園施設整備、農業近代化施設等用地整備、集落防災安全施設整備、水辺環境整備、緑化施設整備、地域資源利活用施設整備、集落環境管理施設整備、地域資源リサイクル基盤整備、公共施設補強整備、ライフライン収容施設整備、土壌環境整備、住民参加促進環境整備、農村交流施設整備、コミュニティ施設整備、集落農園整備、歩行者専用遊歩道整備、情報基盤施設整備、移動通信施設等基盤整備、施設環境整備、景観保全整備、歴史的土地改良施設保全整備、魚道整備及び特認事業のうち該当する名称」に改め、同注の4の事項中「及び農村総合整備事業にあつては）を「、農村総合整備事業及び農村振興総合整備事業にあつては）」に改める。

農政第104号様式の末尾欄外の注の1の3の事項中「及び農村総合整備事業」を「、農村総合整備事業及び農村振興総合整備事業」に改める。

農政第105号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び小規模土地改良事業」を「、農村振興総合整備事業、農村振興地理情報システムデータ整備事業及び小規模土地改良事業」に改める。同注の4の事項中「及び農村総合整備事業」を「、農村総合整備事業及び農村振興総合整備事業」に改める。

農政第106号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び小規模土地改良事業」を「、農村振興総合整備事業、農村振興地理情報システムデータ整備事業及び小規模土地改良事業」に改め、同注の2の事項中「及び農村総合整備事業」を「、農村総合整備事業及び農村振興総合整備事業」に改める。

農政第107号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び小規模土地改良事業」を「、農村振興総合整備事業、農村振興地理情報システムデータ整備事業及び小規模土地改良事業」に改め、同注の2の事項中「及び農村総合整備事業」を「、農村総合整備事業及び農村振興総合整備事業」に改める。

農政第108号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び小規模土地改良事業」を「、農村振興総合整備事業、農村振興地理情報システムデータ整備事業及び小規模土地改良事業」に改め、同注の7の事項中「及び農村総合整備事業」を「、農村総合整備事業及び農村振興総合整備事業」に改める。

農政第109号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び小規模土地改良事業」を「、農村振興総合整備事業及び小規模土地改良事業」に改め、同注の2の事項中「及び農村総合整備事業」を「、農村総合整備事業及び農村振興総合整備事業」に改める。

農政第110号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び小規模土地改良事業」を「、農村振興総合整備事業及び小規模土地改良事業」に改め、同注の2の事項中「及び農村総合整備事業」を「、農村総合整備事業及び農村振興総合整備事業」に改める。

農政第111号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び小規模土地改良事業」を「、農村振

興総合整備事業、農村振興地理情報システムデータ整備事業及び小規模土地改良事業」に改める。

農政第112号様式その1の末尾欄外の注の1の事項中「地域用水機能増進事業」を「地域用水機能増進事業、農村振興総合整備事業、農村振興地理情報システムデータ整備事業」に改める。

農政第113号様式の末尾欄外の注の1の事項中「及び小規模土地改良事業」を「、農村振興総合整備事業及び小規模土地改良事業」に改める。

農政第158号様式を次のように改める。

農政第158号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

農業経営基盤強化促進対策事業計画（実績）書

その1

1 経営対策体制整備推進事業

ア 開催時期

イ 開催日数

ウ 検討会内容

エ 地域農業マスタープラン作成回数

オ 経営改善支援活動事業

カ 基本構想実践活動

キ 推進会議開催回数

ク 基本構想推進アクションプログラム作成年月日

ケ 経営改善支援活動

コ センターの名称

カ 認定志向農業者支援活動

キ 認定農業者等組織経営改善支援活動

ク 認定農業者等組織（推進活動）

ケ 経営改善スペシャリスト相談会開催年月日

コ 部門別経営改善相互研さん会開催年月日

カ 能力開発支援活動開催年月日

キ 農業経営研修活動開催年月日

ク 家族経営協定推進研修報告会開催年月日

ケ 経営改善情報収集・提供活動日数

コ 農業経営改善計画フォローアップ活動日数

カ 経営実態情報収集・提供活動日数

キ 経営実態情報収集・提供活動日数

キ 認定農業者経営高度化指導ネット事業

（ア） ネットサロンの設置

（イ） 経営高度化指導ネット活動日数

（ウ） 認定農業者支援緊急リーナス事業推進活動

ア 検討会開催年月日

イ 審査会開催年月日

ウ 啓もう会議開催年月日

エ 農地流動化地域総合推進事業

（1） 総合調整員活動日数

（2） 調査員数

（3） 調査員年間活動日数

（4） 農地流動化対策円滑化プロジェクトチーム活動実績

ア 年度目標設定検討会議開催回数

イ 事業連携計画作成会議開催回数

ウ 進行政管理会議開催回数

エ 分析検討会議開催回数

（5） 座談会等啓発普及回数

（6） アンケート実施戸数

（7） 戸別訪問実施戸数

（8） 情報管理活動

ア 農用地情報管理システム入力戸数

イ 農用地利用集積地図作成システム入力戸数

ウ 情報管理カード整備農家戸数

エ 農地利用集積実践事業

（1） 利用調整実践活動

ア 利用調整活動

（ア） 集積促進員数

（イ） 利用調整のための集積促進員の活動日数

（ウ） 農地利用集積手法検討会の開催回数

イ 利用調整重点推進地区育成活動

（2） 利用調整推進活動

ア 農地集積支援活動

（ア） あっせん件数

（イ） 集落啓発座談会開催回数

（ウ） 普及資料作成の有無

有

延べ

無

日

年

月

日

延べ

日

延べ

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

回

b 視察場所
c 視察内容
(イ) 営農方式改善活動
a 借上主体
b 機械等名及び台数
(ウ) 技術習得研修
a 研修時期
b 研修回数
c 参加人員
(エ) その他主な活動

年 月 日 人

延べ

その1については、市町村等が行う事業に使用する。

その2

1 経営改善支援活動事業

(1) 基本構想実践活動

ア 基本構想実践推進会議開催

(ア) 開催時期

(イ) 開催日数

(ウ) 会議内容

イ プロック研修会開催

(ア) 開催時期

(イ) 参加人員

(ウ) 研修概要

ウ 普及資料作成

エ 事例集作成

(2) 経営改善支援活動

ア 農業経営指導者（スベシヤリスト）登録人数

イ 経営相談会開催

(ア) 開催時期

(イ) 開催日数

(ウ) 参加人員

ウ 市町村担当者会議開催

(ア) 開催時期

(イ) 開催日数

(ウ) 参加人員

年 月 日 人

エ 経営改善交流会開催

(ア) 開催時期

(イ) 開催日数

(ウ) 参加人員

オ 優良事例報告会開催

(ア) 開催時期

(イ) 開催日数

(ウ) 参加人員

カ 経営実態情報収集・提供活動説明会開催

(ア) 開催時期

(イ) 参加人員

キ 経営実態情報構築・提供活動

(ア) 活動時期

(イ) 活動日数

(ウ) 活動人員

ク 農業経営指導者養成活動

(ア) 活動時期

(イ) 活動日数

(ウ) 参加人員

ケ 農業経営診断会議開催

(ア) 開催時期

(イ) 活動日数

(ウ) 参加人員

(エ) 資料作成部数

コ 農業経営研修資料作成

サ モデル家族経営協定資料作成

2 農地流動化地域総合推進事業

(1) 総合調整員等研修会開催

ア 開催時期

イ 開催回数

ウ 参加人員

(2) 現地指導

ア 地域名

イ 指導回数

(3) ハンドブック作成

年 月 日 人

延べ

6年以上 10年未満	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
10年以上	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

- (注) 1 集積実施団体ごとにより作成する。
2 交付対象農地が上記3項目のうち2以上の項目に該当する場合であっても農業生産振興タイアップとしての加算は1つであるが、上記(参考)の各欄は、交付対象農地が上記3項目のうち3以上に該当する場合は該当する項目すべてに計上のうえ算出される面積を記入する。

農政第159号様式から農政第183号様式までを削る。

北海道告示第1050号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年6月12日

北海道知事 堀 達也

認可年月日 土地改良区名
平成13. 6. 4 旭鷹土地改良区
同 旭川土地改良区

北海道告示第1051号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年6月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月12日

北海道知事 堀 達也

地区名 事業の種類 縦覧場所
南 渡 島 広域営農団地農道整備 北海道渡島支庁
新 赤 川 土地改良総合整備 [一般型] (農業用排水、暗きよ、北海道空知支庁客土)
薫りの郷 中山間地域総合整備 (ば場整備、客土、暗きよ) 同

北海道告示第1052号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成13年6月12日

北海道知事 堀 達也
同意年月日 事業主体名 地区名 事業の種類
平成13. 5. 30 大野町 稲 千代田 同 基盤整備促進 [基盤整備] (農道)
同 同 同 同 同

北海道告示第1053号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成13年6月12日

北海道知事 堀 達也

事業主体名 地区名 事業の種類 完了年月日
旭 川 市 三 箇 北 基盤整備促進 [基盤整備] (農 平成12. 8. 14
同 日の出中央 道) 基盤整備促進 [基盤整備] (農 同 13. 2. 5
士 別 市 三 郷 第 2 基盤整備促進 [基盤整備] (農 同 12.10.10
当 麻 町 中 央 2 基盤整備促進 [基盤整備] (農 同 12.10.20
美 瑛 町 美馬牛新栄 基盤整備促進 [基盤整備] (農 同 12.10.30
風 連 町 西 風 連 基盤整備促進 [基盤整備] (農 同 12.10.10
士 別 市 白 山 災害復旧 (農業用施設) 同 12.12. 7
富 良 野 市 西達布あやめ 同 同 13. 2. 20
同 同 中 布 礼 別 同 同 13. 1. 31

当 麻 町	佐 竹	災害復旧 (農業用施設)	平成12. 12. 11
美 瑛 町	美馬牛新栄	同	同 12. 11. 20
上 富 良 野 町	草 分 3	同	同 13. 2. 9
同	草 分 1	同	同
同	静 修 4	同	同
中 富 良 野 町	西 中 5	同	同 12. 12. 11
美 深 子 府 村	玉 川 5	同	同 12. 12. 20
音 威 子 府 村	止 若 内	同	同 12. 12. 4
中 川 町	誉 中 1	同	同 12. 12. 8
同	川 2	同	同 13. 2. 9
天塩川土地改良区	瑞 穂	同	同 12. 12. 18
同	多 寄 東	同	同 13. 2. 28

北海道告示第1054号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

平成13年 6月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ15台 (1月当たりの単価)
 - (2) 調達する賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成13年 7月10日
 - (4) 契 約 期 間 平成13年 7月10日から平成14年 3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年 3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (5) 納 入 場 所 北海道立中央農業試験場 (夕張郡長沼町東6線北15号)
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農業改良課普及推進係
- 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤レンガ庁舎 1階5号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成13年6月22日 午後2時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
入札保証金は免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農業改良課普及推進係
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。
- 7 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内であって最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - (1) 提 出 期 限 平成13年 6月18日
 - (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農業改良課普及推進係
- 11 そ の 他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱いは
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道農政部農業改良課普及推進係
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 27-363
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1055号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の内容に変更があった旨の届出があった。

平成13年6月12日

登録番号	変更事項	変更前の登録内容	変更後の登録内容
北海道 3071	氏名又は名称 及び住所 事業所の名称 及び所在地	安江 耕平 有珠郡壮瞥町字南久保内7 安江 耕平 有珠郡壮瞥町字南久保内7	安江 征雄 有珠郡壮瞥町字南久保内14 安江 征雄 有珠郡壮瞥町字南久保内

北海道告示第1056号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年6月12日

- 1 保安林予定森林の所在 北海道知事 堀 達 也
場所 松前郡松前町字札前494（次の図に示す部分に限る。）、491、
字館浜847（次の図に示す部分に限る。）、836、837、846
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字札前491・494・字館浜846・847（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1057号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年6月12日

- 1 解除予定保安林の所在 北海道知事 堀 達 也
場所 白糠郡白糠町庶路36の163から36の165まで
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月12日

1 道路の種類	道路	北海道知事 堀 達 也
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	間 変更前後の別 敷地の幅員	
札 幌 夕 張 線	夕張郡栗山町字大井分272番6地先から 夕張郡栗山町字継立186番7地先まで	延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所 10.90mから 35.41mまで 310.69m 北海道札幌土木現業所

	後	17.74mから 40.44mまで	310.69m	—	
	後	17.74mから 44.06mまで	350.79m	—	
三 笠 栗 山 線	前	14.39mから 32.50mまで	831.62m	—	北海道札幌土木現業所
夕張郡栗山町字鳩山272番 1 地先から 夕張郡栗山町字鳩山24番 1 地先まで	後	14.39mから 32.50mまで	831.62m	—	
	後	22.03mから 32.50mまで	830.00m	—	

北海道告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 6 月12日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道 道				
2 路 線 名	湧洞豊頃停車場線				
3 道路の区域	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
	中川郡豊頃町湧洞382番地 先から中川郡豊頃町湧洞 367番地先まで	前	16.80mから 25.80mまで	262.00m	—
		後	14.60mから 18.90mまで	250.00m	—

北海道告示第1060号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年 6 月12日

北海道知事 堀 達 也

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 千歳市美々758番
- ほか9筆（第14—14工区、第14—15工区）

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市土地開発公社
理事長 鈴木 修
- 開発許可年月日及び番号
- 平成6年1月14日 都整第5—26号

北海道告示第1061号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年 6 月12日

北海道知事 堀 達 也

- 2 売りさばき人の項初山別村農業協同組合の事項中「初山別村農業協同組合 昭和34.10.26 同 初山別村農業協同組合 有明支所」を「初山別村農業協同組合 昭和34.10.26 初山別村農業協同組合」に改め、同項焼尻漁業協同組合の事項中「焼尻漁業協同組合 昭和44.3.31 焼尻漁業協同組合」及び「天売漁業協同組合 昭和44.3.31 天売漁業協同組合」を削る。

公 報

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成13年 6 月12日

北海道知事 堀 達 也

北海道社会貢献賞 市(区)町村名 江 別 市	氏 名 又 は 団 体 名 (故) 森 敏 捷	功 績 の 内 容 自 治 功 労
------------------------------	----------------------------	----------------------

公 告

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の4第2項の規定により、次の講習会を管理理容師の資格認定講習会として指定した。
平成13年6月12日

1 講習会の名称	管理理容師資格認定講習会	北海道知事 堀 達 也
2 主 催 者	財団法人理容師試験研修センター	
3 開 催 地	札幌市	
4 講習 期 間	平成13年9月19日 (水) から21日 (金) までと 9月26日 (水) から28日 (金) までの6日間	
5 申 込 先	財団法人理容師美容師試験研修センター北海道支部 札幌市中央区北4条西12丁目1-1 北海道労働福祉会館4F	
6 申込受付期間	平成13年7月5日 (月) から平成13年7月19日 (金) まで。ただし、 7月7日 (土)、8日 (日)、14日 (土)、及び15日 (日) を除く。	

美容師法 (昭和32年法律第163号) 第12条の3第2項の規定により、次の講習会を管理美容師の資格認定講習会として指定した。
平成13年6月12日

1 講習会の名称	管理美容師資格認定講習会	北海道知事 堀 達 也
2 主 催 者	財団法人理容師美容師試験研修センター	
3 開 催 地	札幌市	
4 講習 期 間	平成13年10月9日 (火) から11日 (木) までと 10月16日 (火) から18日 (木) までの6日間	
5 申 込 先	財団法人理容師美容師試験研修センター北海道支部 札幌市中央区北4条西12丁目1-1 北海道労働福祉会館4F	
6 申込受付期間	平成13年8月13日 (月) から平成13年8月28日 (火) まで。ただし、 8月18日 (土)、19日 (日)、25日 (土) 及び26日 (日) を除く。	

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第13号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年6月12日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 千歳市美々758番137のうち |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市土地開発公社 理事長 鈴木 修 |
| 3 開発許可年月日及び番号 | 平成12年6月13日 石建指第12-3号 |

道立小児総合保健センター 告 示

北海道立小児総合保健センター告示第7号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年6月12日

北海道立小児総合保健センター所長 梅 津 征 夫

- | | |
|----------------------|--|
| 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 | 平成13年度小児用血管造影撮影システム賃貸借 一式 |
| 2 随意契約の相手方を決定した日 | 平成13年4月2日 |
| 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 | (1) 氏 名 日通商事株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号 |
| 4 随意契約に係る契約金額 | 47,880,000円 |
| 5 契約の相手方を決定した手続 | 随意契約 |
| 6 随意契約によった理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第1号の規定による。 |

- 7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地
- (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課
- (2) 所在地 小樽市銭函 1 丁目 10 番 1 号

道 稚 内 土 木 現 業 所 告 示

北海道稚内土木現業所告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達とは、1994 年 4 月 15 日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年 6 月 12 日

北海道稚内土木現業所長 倉 見 誠

- 1 (1) 入札に付する事項
- ア 調達をする物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車（湿式4.0㎡級、4 輪駆動） 1 台
- イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- ウ 納 入 期 日 平成13年11月30日
- エ 納 入 場 所 北海道稚内土木現業所歌登出張所
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査
- ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(9)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- (7) 申 請 の 時 期 平成13年 6 月 12 日から 7 月 17 日まで
- (4) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。
- (5) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 097－8585 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番 27 号

北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広 4 丁目 2 番 27 号

北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番 27 号 北海道宗谷合同庁舎 3 階入札室（郵送による場合は、郵便番号 097－8585 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課）

イ 入 札 日 時 平成13年 7 月 24 日 午前 10 時
（郵送による場合は、平成13年 7 月 23 日必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第 167 条の 7 及び北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 147 条から第 150 条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番 27 号

北海道稚内土木現業所企画総務部総務課
電話番号 0162－33－2510 内線 4114

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契 約 書 作 成 の 要 否

要

(10) そ の 他

ア 開札の時において、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(フ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (フ) 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 (イ) 所 在 地 郵便番号 097－8585 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0162－33－2510 内線 4114 エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary A. Nature and quantity of the products to be purchased : Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 4.0 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1 B. Date and time for tender : 10 : 00, July 24, 2001 C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Wakkanai District Public Works Management Office, Suehiro, 4-chome, 2-27, Wakkanai, Hokkaido. 097-8585 Japan. Phone : 0162-33-2510 Extension 4114 2(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 ① 除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付3台、S・G・1W付1台) 4台 交換契約により除雪トラック3台 (10t級) 及び除雪グレーダ1台 (3.7m級1台) を契約の相手方に供し、除雪トラック4台 (10t級、6×6、S・G・2W付3台、S・G・1W1台) を当該契約の相手方から調達する。 ② ロータリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台 交換契約によりロータリ除雪車1台 (80PS級) を契約の相手方に供し、ロータ	リ除雪車1台 (1.3m・700t/h級) を当該契約の相手方から調達する。 ①②については、それぞれの入札とする。 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 ウ 納 入 期 日 ① 平成13年11月30日 ② 平成13年10月31日 エ 納 入 場 所 ① 稚内土木現業所事業課2台、稚内土木現業所敬登出張所1台 稚内土木現業所利尻出張所1台 ② 稚内土木現業所事業課1台 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(フ)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (フ) 申 請 の 時 期 平成13年6月12日から7月17日まで (イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (ウ) 申 請 書類の提出先 郵便番号 097－8585 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎3階入札室（郵送による場合は、郵便番号 097－8585 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課）
---	---

イ 入札日時	平成13年7月24日 午前10時
ウ 開札場所	(郵送による場合は、平成13年7月23日必着) アに同じ。
エ 開札日時	イに同じ。
(6) 入札保証金	ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。	
(7) 入札説明書の交付に関する事項	ア 交付場所 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0162-33-2510 内線 4114
イ 交付方法	アの場所で交付する。
(8) 落札者の決定方法	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
(9) 契約書作成の要否	
(10) その他	ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い	(7) 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。
(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	(7) 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 097-8585 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0162-33-2510 内線 4114
エ 契約の手續において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
カ この入札の執行は、公開する。	
キ 詳細は、入札説明書による。	
(11) Summary	
A. Nature and quantity of the products to be purchased :	
(a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class) Quantity 1	
(b) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow side-plow : 3 Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 1 Quantity 4	
B. Date and time for tender : 14 : 00, July 24, 2001	
C. Contact point of notice : Property Supervision Section, General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Wakkanai District Public Works Management Office, Suehiro 4-chome, 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8585 Japan. Phone : 0162-33-2510 Extension 4114	
調達停止宗谷教育局告示	
北海道教育庁宗谷教育局告示第1号	
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。	
平成13年6月12日	
北海道教育庁宗谷教育局長 及 川 英 夫	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量(1月当たりの単価)	パーソナルコンピュータ 1式 42台×1校(職業科)
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納入期日	平成13年9月1日(土)
(4) 納入場所	北海道稚内商工高等学校
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1)	平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)	当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4)	当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者で

あること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成13年6月12日から7月5日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097－8639 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号

北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号

北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号

北海道宗谷合同庁舎入札室（北海道宗谷合同庁舎3階）

(2) 入札日時 平成13年7月27日（金） 午後2時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号

北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たり単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係

イ 所在地 郵便番号 097－8639 北海道稚内市末広 4 丁目 2 番27号

電話番号 0162－33－2510 内線 3115

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道人事業委員会規則

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をいつに公布す。

平成十三年六月十二日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七一〇〇千

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則七一〇〇）の一部を次のように改正す。

第二十三条第六号を次のように改める。

六 罰則

第二十七条第二項第二号中「第六号」を「第五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をいつに公布す。

3 高校卒	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校又は准看護婦養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	＋5年	＋7年	＋9年	＋12年
修士課程修了	18年	＋2年	＋4年	＋6年	＋9年
大学6卒	18年	＋2年	＋4年	＋6年	＋9年
大学専攻科卒	17年	＋1年	＋3年	＋5年	＋8年
大学4卒	16年		＋2年	＋4年	＋7年

別表第五の表を次のように改める。

短大3卒	15年	－1年	＋1年	＋3年	＋6年
短大2卒	14年	－2年		＋2年	＋5年
短大1卒	13年	－3年	－1年	＋1年	＋4年
高校専攻科卒	13年	－3年	－1年	＋1年	＋4年
高校3卒	12年	－4年	－2年		＋3年
高校2卒	11年	－5年	－3年	－1年	＋2年
中学卒	9年	－7年	－5年	－3年	

別表第六の表に「新大6卒」や「大学6卒」及び「の課程」や「のもの」を追加。
別表第七の表に「八」や「四」を追加。
別表第八の表に「新大6卒」や「大学6卒」及び「の課程」や「のもの」を追加。
別表第九「新大6卒後の課程」や「大学6卒後のもの」及び「修士課程修了」や「新大6卒」

「修士課程修了」を追加。
大学6卒」
別表第十の表に「新大6卒」や「大学6卒」を追加。
別表第十一の表に「新大6卒」や「大学6卒」及び「新高4卒」や「高校専攻科卒」を追加。

附則

(施行期日)

1 この規則が公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第三に定める学歴免許等資格区分表に掲げる学歴免許等の資格（この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三に定める学歴免許等資格区分表に掲げるものを除く。）を有する職員に於ける改正後の規則の規定の適用については、なお従前の例による。

道人事業委員会告示

北海道人事委員会告示第7号

平成2年北海道人事委員会告示第5号（派遣社会教育主事に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定）の一部を次のように改正し、平成13年4月1日から適用する。

平成13年6月12日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

第1項の表渡島支庁管内の項中

「	知内町字重内	知内町教育委員会事務局	1	」
	恵山町字日ノ浜	恵山町教育委員会事務局	2	」を

「	恵山町字日ノ浜	恵山町教育委員会事務局	2	」
	南茅部町字川汲	南茅部町福祉センター	1	」に

改め、同表後志支庁管内の項中

「	真狩村字光	真狩村教育委員会事務局	2	」
	留寿都村字留寿都	留寿都村教育委員会事務局	2	」を
	赤井川村字赤井川	赤井川村教育委員会事務局	2	」に

「	留寿都村字留寿都	留寿都村教育委員会事務局	2	」
	京極町字京極	京極町総合体育館	2	」に

改め、同表空知支庁管内の項中

「	北村字赤川	北村教育委員会事務局	1	」を
	北村字赤川	北村教育委員会事務局	1	」に
	北竜町字和	北竜町教育委員会事務局	1	」に

改め、同表留萌支庁管内の項中

「	小平町字小平町	小平町教育委員会事務局	1	」
	同	留萌青年の家組合教育委員会事務局	1	」を
	苫前町字古丹別	苫前町公民館	2	」に
	小平町字小平町	留萌青年の家組合教育委員会事務局	1	」に

改め、同表宗谷支庁管内の項中

「	浜頓別町字浜頓別	浜頓別町教育委員会事務局	2	」を
---	----------	--------------	---	----

「	浜頓別町字浜頓別	浜頓別町教育委員会事務局	2	」に
	枝幸町本町	枝幸町教育委員会事務局	2	」に

改め、同表網走支庁管内の項中

「	興部町仲町	興部町教育委員会事務局	1	」を
---	-------	-------------	---	----

「	西興部村字西興部	西興部村教育委員会事務局	3	」に
---	----------	--------------	---	----

改め、同表胆振支庁管内の項中

「	大滝村字本町	大滝村教育委員会事務局	3	」を
---	--------	-------------	---	----

「	大滝村字本町	大滝村教育委員会事務局	3	」に
	早来町字北進	早来町教育委員会事務局	2	」に

改め、同表日高支庁管内の項中

「	新冠町字高江	新冠町立日高判官館青年の家	2	」
	静内町古川町1丁目	静内町体育館	1	」を

「	日高町字日高	日高町教育委員会事務局	3	」に
	平取町本町	平取町中央公民館	2	」に

改め、同表十勝支庁管内の項中

「	鹿追町東町3丁目	鹿追町教育委員会事務局	1	」
	更別村字更別南2線	更別村教育委員会事務局	2	」を
	広尾町西4条7丁目	広尾町教育委員会事務局	2	」に

「	大樹町双葉町	大樹町教育委員会事務局	2	」に
	広尾町西4条7丁目	広尾町教育委員会事務局	2	」に
	豊頃町茂岩本町	豊頃町教育委員会事務局	2	」に

改め、同表根室支庁管内の項中

「	中標津町丸山2丁目	中標津町教育委員会事務局	2	」を
	羅臼町栄町	羅臼町教育委員会事務局	3	」に

「別海町別海西本町
中標津町丸山2丁目
別海町教育委員会事務局
中標津町教育委員会事務局
2
2
に」

改める。
第2項の表中根室支庁管内の項を削る。

北海道人事委員会告示第8号

平成10年北海道人事委員会告示第10号（市町村等へ派遣される職員に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定）の一部を次のように改正し、平成13年4月1日から適用する。

平成13年6月12日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

第1項の表を次のように改める。

支庁管内	所 在 地	部 局 名	級別区分
渡島	知内町字重内 般法華村字浜町	知内町役場 般法華村役場	1 2
檜 山	上ノ国町字大留 北檜山町字徳島 今金町字今金	上ノ国町役場 北檜山町役場 今金町役場	2 2 2
後志	島牧村字泊 黒松内町字黒松内 こせこ町字富士見 喜茂別町字喜茂別 京極町字京極	島牧村役場 黒松内町役場 こせこ町役場 喜茂別町役場 京極町役場	3 2 2 2 2
空知	北村字赤川 月形町1219	北村役場 月形町役場	2 1
上川	旭川市神居町雨紛 下川町幸町	旭川市農業センター 下川町役場	1 1
留萌	羽幌町南町	羽幌町役場	2
網走	津別町字幸町 斜里町本町 小清水町字小清水	津別町役場 斜里町役場 小清水町役場	2 1 1

胆振	常呂町字常呂 遠軽町1条通北3丁目 丸瀬布町中町 上湧別町字屯田市街地 西興部村字西興部	常呂町役場 遠軽町役場 丸瀬布町役場 上湧別町役場 西興部村役場	2 1 2 1 3
胆振	洞爺村字洞爺町 壮瞥町字滝之町 早来町大町 穂別町字穂別	洞爺村役場 壮瞥町役場 早来町役場 ほべつ医療・福祉センター	3 1 2 2
日高	門別町字本町	門別町役場	2
十勝	清水町南4条2丁目 大樹町東本通 本別町北2丁目 足寄町北1条4丁目	清水町役場 大樹町役場 本別町役場 足寄町役場	1 2 1 1
釧路	厚岸町字真栄町1条	厚岸町役場	1
根室	別海町別海常盤町 中標津町丸山2丁目	別海町役場 中標津町役場	2 2

第2項の表を次のように改める。

支庁管内	所 在 地	部 局 名
渡島	本古内町字本町 長万部町字長万部	本古内町健康管理センター 長万部町役場
後志	古平町大字浜町	古平町役場
上川	剣淵町字北剣淵兵村	剣淵町健康福祉総合センター
留萌	留萌市幸町1丁目	留萌市役所
宗谷	稚内市中央3丁目	稚内市役所
網走	紋別市幸町2丁目 美幌町字東2条北2丁目	紋別市役所 美幌町役場
根室	根室市常盤町2丁目 同 穂香	根室市役所 北方四島交流センター

渡島海区漁業調整委員会
指 示

渡島海区漁業調整委員会指示第1号

渡島支庁管内沖台において、総トン数2トン以上20トン未満の動力漁船を使用して営むまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり制限する。

平成13年6月12日

渡島海区漁業調整委員会会長 西 田 勝 美

- 1 制限区域
 亀田郡恵山岬灯台中心点と青森県下北郡尻屋崎灯台中心点とを結んだ線と上磯郡葛登支灯台中心点から152度（真方位）の線との間における渡島支庁管内沖台海域
- 2 操業期間
 平成13年7月1日から11月30日まで
- 3 操業禁止時間
 午後10時から翌日午前3時まで
- 4 操業の承認
 この漁業を営むものは渡島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- 5 承認の対象者
 (1) 前年度にこの漁業の承認を受け操業した実績を有する者
 (2) 委員会が特に認めた者
- 6 制限隻数
 この漁業の承認できる隻数は40隻以内とする。
- 7 陸揚港の制限等
 (1) 操業する漁船は、操業区域に面する地区内に陸揚港を定めなければならない。
 (2) 陸揚港の数は2港以内とする。
- 8 漁獲物の陸揚げ
 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、承認証に記載された陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 9 承認証の携帯義務
 承認を受けた者は、当該承認に係るまぐろはえなわ漁業を操業するとき、委員会から交付を受けた承認証を携帯しなければならない。
- 10 標識板等の掲示

承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。

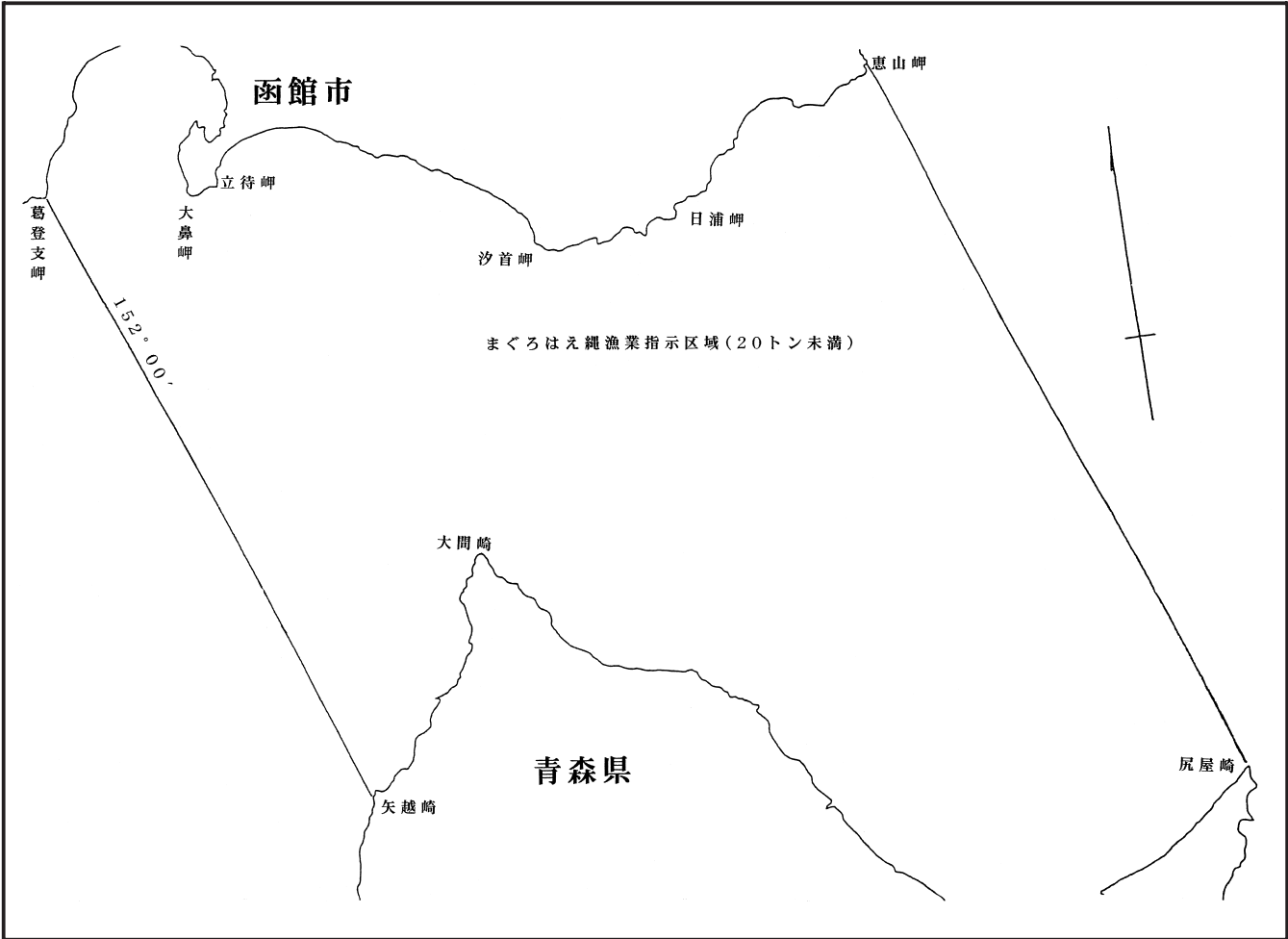
- 11 船団編成
 承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。
- 12 操業協定
 この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要があると認めたときは、当該漁業者間又は他の競合する漁業者との間で操業協定を締結しなければならない。
- 13 漁獲成績報告書の提出
 この漁業の承認を受けた者は、漁獲成績報告書（別記第7号様式）を、当該漁業終了後30日以内に委員会に提出しなければならない。
- 14 指摘事項の遵守
 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、本委員会が必要と認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

附 則

- 1 この指示は、平成13年6月12日から施行する。
- 2 この指示の適用期間は、この指示の施行の日から平成13年11月30日までとする。

平成十三年六月十二日

火曜日



別記様式第1号

まぐろはえなわ漁業承認申請書

渡島海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

(印)

まぐろはえなわ漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 船 名
 2. 漁 船 登 録 番 号
 3. 船舶総トン数及び馬力数
 4. 操 業 期 間
 5. 根 拠
 6. 陸 揚 地
 7. 所 属 漁 業 協 同 組 合
 8. 所 属 船 団 名
 9. 船舶所有者住所氏名
- 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 主 港 ・ 従 港

別記様式第2号

渡海漁認第 号

まぐろはえなわ漁業承認証

渡島海区漁業調整委員会指示第1号に基づき、次のとおり承認する。

住所
氏名

1. 船 名
 2. 漁 船 登 録 番 号
 3. 船舶総トン数及び馬力数
 4. 操 業 期 間
- 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成十三年六月十二日

火曜日

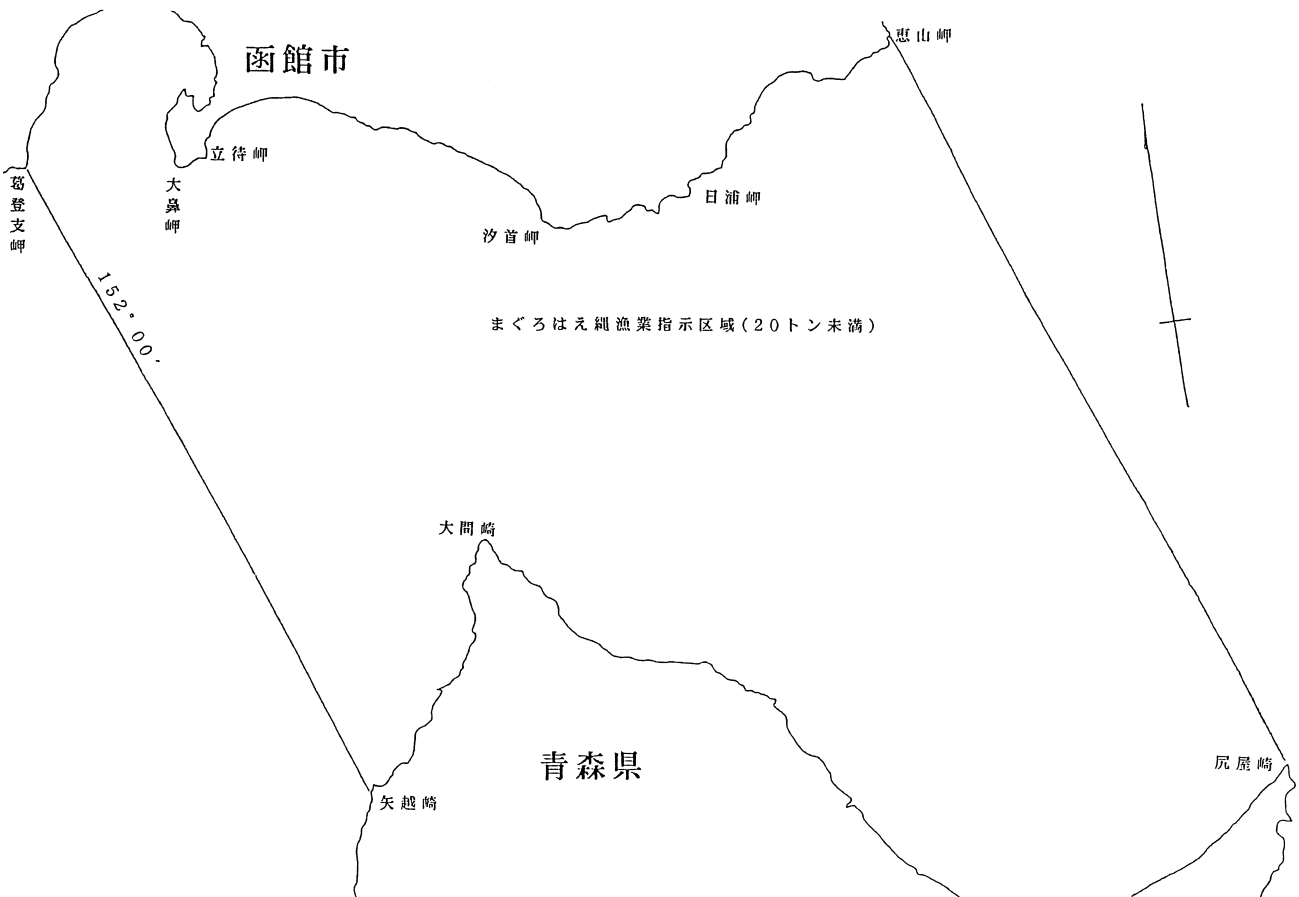
110

操 業 海 域	裏面の渡島支庁管内沖合海域
5. 根 拠 地	港
6. 陸 揚 港	主 港 ・ 従 港
7. 所 属 漁 業 協 同 組 合	
8. 所 属 船 団 名	
9. 船 舶 所 有 者 住 所 氏 名	
10. 船 舶 所 有 者 住 所 氏 名	
平成 年 月 日	渡島海区漁業調整委員会

(別記様式第2号裏面)

操 業 海 域

亀田郡恵山岬灯台中心点と青森県尻屋崎灯台中心点とを結んだ線と上磯町葛登支灯台中心点から152度(真方位)の線との間における渡島支庁管内沖合海域。



地字 地字 色字 地字

まぐろはえなわ漁業承認申請一覧表

漁業協同組合



1.4cm

5cm

5cm

2cm

波

島

海

峡

ま

べ

ろ

縄

[illegible]

別記第6号様式

[illegible]

まぐろはえなわ漁業承認証再交付申請書

渡島海区漁業調整委員長 様

住所氏名印

まぐろはえなわ漁業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

三

- | | | | |
|---|-----------|----------|---|
| 1 | 承認番号 | 渡海漁認第 | 号 |
| 2 | 承認年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 3 | 亡失(き損)の理由 | | |

現在の承認内容	変更しようとする内容

4 変更しようとする理由

渡島海区漁業調整委員長

平成 年 月 日
漁業協同組合

[illegible]

䷗

別記第8号様式

第1270号

北海道公報

まぐろはえなわ漁業
休業 届

渡島海区漁業調整委員長 様

住所
氏名
印

まぐろはえなわ漁業についてやむを得ず 休業 することとしますので、届け出
たします。

記

- 1 承認番号 渡海漁認第 号
- 2 船名 丸
- 3 漁船登録番号 -
- 4 陸揚港 主 港・従 港
- 5 休業の理由

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

北海道総務部法制文書課
富士プリント株式会社